

沖縄市上下水道事業包括業務委託

(業務委託期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日)

募集説明書（案）

令和 8 年 9 月

沖縄市上下水道局

この募集説明書は、沖縄市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が実施を予定する沖縄市上下水道事業包括業務委託に関し、業務を受託する民間事業者（以下、「受注者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下、「募集説明書等」という。）

- ①要求水準書
- ②提案評価基準書
- ③契約書（案）
- ④提案様式集

参加者は、募集説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

内容

1 業務概要	4
1.1 名称	4
1.2 業務実施場所	4
1.3 公共施設等の管理者の名称	4
1.4 業務委託の目的	4
1.5 本業務委託の対象業務及び対象施設	4
1.5.1 対象業務	4
1.5.2 対象施設	4
1.6 委託方式	4
1.7 履行期間	5
1.8 法令等の遵守	5
2 参加者の募集に関する条件等	5
2.1 参加者の募集	5
2.2 参加者の構成等	5
2.3 参加資格要件	6
2.4 参加資格確認基準日	7
2.5 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	7
2.6 予定価格	7
2.7 応募に関する留意事項	7
2.7.1 公正な募集の確保	7
2.7.2 募集の取りやめ等	7
2.7.3 募集説明書等の承諾	8
2.7.4 費用負担	8
2.7.5 使用言語、単位等	8
2.7.6 提出書類の取扱い	8
2.7.7 特許権等	8
2.7.8 その他	9
3 募集及び選定等の日程	9
4 募集に関する手続き等	11
4.1 施設確認及び資料閲覧	11
4.2 募集説明書等に関する質問の提出	11
4.3 募集説明書等に関する質問への回答公表	12
4.4 参加表明書、参加資格確認書類及び技術提案書類の提出	12
4.5 参加資格確認結果の通知	12

5 受注者の決定等.....	12
5.1 委員会の設置.....	12
5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	13
5.3 優先交渉権者の決定	13
5.4 選定結果の通知等.....	13
5.5 参加者がいない場合の取扱い	14
5.6 参加者が 1 者であった場合の取扱い	14
5.7 契約手続き.....	14
5.7.1 契約主体.....	14
5.7.2 契約協議.....	14
5.7.3 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合.....	14
5.7.4 契約主体の確定.....	14
5.7.5 SPC の設立	15
5.7.6 業務委託契約の締結	15
6 提出書類.....	15
6.1 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類	15
6.2 募集説明書等に関する質問時の提出書類	15
6.3 参加表明及び技術提案に係る提出書類.....	16
6.4 参加辞退時の提出書類	18
7 本業務委託に関する問合せ先.....	18

1 業務概要

1.1 名称

沖縄市上下水道事業包括業務委託（以下「本業務委託」という。）

1.2 業務実施場所

業務対象は沖縄市内全域を基本として実施する。また、事業計画区域外についても、上下水道の機能を有する場合は業務対象とする。

1.3 公共施設等の管理者の名称

沖縄市上下水道事業管理者

1.4 業務委託の目的

本業務委託は、水道法および下水道法の法令等を遵守するとともに、沖縄市水道事業基本計画や沖縄市総合計画などの施策に基づき、市民が安全・安心して暮らせるよう、上下水道事業の質の高いサービスを目指すことを目的とする。

1.5 本業務委託の対象業務及び対象施設

1.5.1 対象業務

沖縄市上下水道事業管理者が本業務委託に基づき受注者に委託する業務を「本業務委託」という。

本業務委託の対象業務は、料金等関連業務、水道工務関連業務、下水道関連業務及び共通業務であり、要求水準書の「3 履行期間を通じて発注者が受注者に委託する業務」に示す業務である。なお、本業務の遂行上、当然必要な作業、また本業務と密接に関連する他の業務についても、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

1.5.2 対象施設

対象となる施設は、沖縄市内全域にある水道施設、公共下水道施設とする。

1.6 委託方式

本業務委託は、料金等関連業務、水道工務関連業務、下水道関連業務及び共通業務を、複数年にわたり包括的性能発注により委託するものである。水道法上の管理責務は、全て上下水道局にあり、技術上の管理は、水道法に基づき上下水道局の水道技術管理者が行う。なお、一部再委託については、要求水準書「1.5.5 業務の一部再委託」に示すところによるものとする。

1.7 履行期間

本業務委託の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。なお、業務準備期間は、委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。受注者は、自らの責任において必要な準備を行うとともに、現行の本業務委託受注者及び沖縄市上下水道事業管理者から業務の引継ぎを受け、円滑な業務実施に向けて各業務の習熟に努めるものとする。

本業務委託の準備期間に係るスケジュールは、概ね表 1 のとおりとする。

表 1 本業務委託の準備期間に係るスケジュール

項目	期間（予定）
契約の締結	令和 9 年 1 月下旬
業務準備期間	契約締結の翌日～令和 9 年 3 月 31 日

1.8 法令等の遵守

受注者は、本業務委託の実施に当たって、本業務委託の委託契約書及び要求水準書のほか、条例、規則、その他の関係する法令等を遵守しなければならない。

2 参加者の募集に関する条件等

2.1 参加者の募集

参加者の募集は、高度な技術と優れた知識に基づく創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2.2 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 参加者は、複数の企業により構成されるグループとする。
- ② グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数は 5 社以内とし、構成員は本業務委託の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。グループは構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業がプロポーザル参加の手続きを行う。
- ③ 本業務委託に係る参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 5）及び添付書類提出後は、代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。
- ④ 参加者である構成員は、他のグループの構成員になることができない。
- ⑤ 参加者がグループの場合、選定後の構成員により SPC を設立し、契約主体とする。
- ⑥ SPC の設立において、出資比率は選定事業者の提案及び判断によるものとする。

2.3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、参加者がグループの場合、①～⑧の要件は全ての構成員が満たすものとし、⑨～⑪の要件についてはいずれかの構成員が満たすものとする。なお、⑫～⑬の要件については、構成員又は再委託予定先のいずれかが満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱(平成 6 年 4 月 1 日水道局要綱第 1 号)に基づく重大な指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条及び改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体等でないこと。
- ⑥ 代表者(法人にあたっては、その役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者、その他団体にあつては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等でないこと。
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑧ 労働保険加入事業所であること。
- ⑨ 沖縄市内に本店が所在していること。
- ⑩ 管工事協同組合等(以下「組合」という。)または、その組合員が応募者として参加する場合、本業務委託において組合および組合員が別々に複数応募者として参加することを禁止する。組合または組合員が設立した特別目的会社(SPC)等の法人格を有する団体(以下「関連会社等」という。)による応募も、組合または組合員の応募と重複してはならない。
- ⑪ 要求水準書「1.5 業務履行」に定める業務遂行責任者は、事務所に常駐することとする。ただし、業務遂行に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されていると認められる場合には、業務遂行責任者の事務所での常駐を要しないものとする。その際には、連絡手段等が確実に確保されていることを条件とする。
- ⑫ コンサルタント業務については、構成企業または協力企業が行うものとし、コンサルタント業務に係る資格要件及び実績要件を充足していること。
- ⑬ 料金等関連業務については、構成企業または協力企業が行うものとし、日本国内の水

道事業体等において、水道使用契約等の受付、検針、水道料金等の調定、収納、電算業務等を含む水道料金徴収関連業務について、同種又は類似の履行実績を有すること。

2.4 参加資格確認について

参加者は、上記 2.3 に示す参加資格要件を満たした上で、参加資格確認申請書類を提出すること。参加資格の確認基準日は、参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 5）及び添付書類の提出締切日（令和 8 年 10 月 26 日（月））とする。

2.5 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者であるグループの代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該グループ参加者は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員は失格とする。

この場合当該企業が役割を担う予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

2.6 予定価格

本業務委託の契約上限価格は次のとおりである。

9,835,900,000 円（税込み）

【予定価格内訳（税込み）】

水道事業 5,483,471,326 円	固定費	4,279,095,326 円
	変動費	1,204,376,000 円
下水道事業 4,352,428,674 円	固定費	4,138,848,674 円
	変動費	213,580,000 円

※予定価格内訳については、上下水道局が積算した参考金額であり、参加者の提案見積額を妨げるものではない。

2.7 応募に関する留意事項

2.7.1 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7.2 募集の取りやめ等

沖縄市上下水道事業管理者は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期

もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、沖縄市上下水道事業管理者は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災・その他やむを得ない事由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

2.7.3 募集説明書等の承諾

参加者は、参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 5）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2.7.4 費用負担

本業務委託のプロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

2.7.5 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2.7.6 提出書類の取扱い

(1)著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他沖縄市上下水道事業管理者が本業務委託に関し必要と認める用途に用いるときは、沖縄市上下水道事業管理者は必要な範囲でこれを無償で使用するすることができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2)提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替えおよび再提出は、沖縄市上下水道事業管理者が指示した場合を除き認めない。

(3)確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4)提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者の本業務委託に係るプロポーザル参加は認めない。

2.7.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したこ

とにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

2.7.8 その他

沖縄市上下水道事業管理者は、募集説明書等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務委託に係るホームページ（「7 本業務委託に関する問合せ先」参照）を通じて参加者に通知する。

また、募集公告以降、募集説明書等を補完又は修正する追加資料を沖縄市上下水道事業管理者が公表した場合は、当該追加資料は、先に公表した募集説明書等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は、本業務委託に係るホームページ（「7 本業務委託に関する問合せ先」参照）で行う。

3 募集及び選定等の日程

募集公告から業務開始までの日程は、概ね表 2 のとおり予定とする。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 2 募集及び選定等の日程（予定）

	内 容	実施日
1	募集公告及び募集説明書等の公表	令和 8 年 9 月 14 日（月）
2	施設確認（現地見学）・対面質疑の受付〆切	令和 8 年 9 月 25 日（金）
3	対面質疑期間	令和 8 年 10 月 1 日（木）～ 令和 8 年 10 月 2 日（金）
4	施設確認（現地見学）期間	令和 8 年 10 月 7 日（水）～ 令和 8 年 10 月 8 日（木）
5	募集説明書等に関する質問の受付期間 （対面質問を含む）	令和 8 年 9 月 16 日（水）～ 令和 8 年 10 月 9 日（金）
6	募集説明書等に関する質問への回答公表	令和 8 年 10 月 21 日（水）
7	参加表明書、参加資格確認書類の提出期限	令和 8 年 10 月 26 日（月）
8	参加資格の確認結果の通知	令和 8 年 10 月 30 日（金）
9	技術提案書提出届及び技術提案書類の提出期限	令和 8 年 11 月 13 日（金）
10	技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 12 月上旬予定
11	優先交渉権者の決定	令和 8 年 12 月中旬
12	選定結果通知・公表	令和 8 年 12 月下旬
13	基本協定の締結	令和 8 年 12 月下旬
14	契約協議期間 選定結果通知後から	令和 9 年 1 月下旬まで
15	特別目的会社（SPC）の設立	契約締結の前日まで

16	契約締結	令和 9 年 1 月下旬
17	業務準備期間	契約締結の日～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
18	業務委託開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

4 募集に関する手続き等

4.1 施設確認

参加者に対して、以下のとおり施設確認の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(1)実施期間（予定）

令和 8 年 10 月 7 日（水）から令和 8 年 10 月 8 日（木）までの期間において、参加者の希望日時を参考に沖縄市上下水道事業管理者が調整、指定した日時とする。

(2)実施場所

施設確認：沖縄市上下水道事業管理者が管理する水道施設、公共下水道施設等

(3)申込方法

施設確認申込書（様式 1）に必要事項を記入し、「7 本業務委託に関する問合せ先」宛に持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 14）を併せて持参すること。なお、現地見学会参加申込書（様式 1）により提出した参加者以外の参加は原則認めない。

(4)申込期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）までの 9 時から 16 時まで
（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

※郵送の場合、令和 8 年 9 月 25 日（金）必着とする。

(6)その他

施設確認及び資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本業務委託に関する質疑は、下記 4.2 に示すところによりのみ受け付けるので留意すること。

4.2 募集説明書等に関する質問の提出

募集説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1)提出期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）から令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時まで

(2)提出方法

募集説明書等に関する質問書（様式 2）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務委託に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「募集説明書等に関する質問」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし PDF 形式等は不可とする。

(3)その他

募集説明書等に関する質問については、必要に応じ、質問者から質問に関する主旨や背

景などを説明する場を設ける。なお、事前申請や設定時間等は、以下を参照する。

事前受付：令和 8 年 9 月 25 日（金）まで

対面質疑期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 2 日（金）

設定時間：開局時間（8:30～17:15）の間において、約 20 分間

場所：沖縄市上下水道局内

提出：募集説明書等に関する対面質問申込書（様式 3）により申請すること

その他：募集者 1 名（団体）につき、1 回までを上限とする

4.3 募集説明書等に関する質問への回答公表

募集説明書等に関する質問への回答は令和 8 年 10 月 21 日（水）17 時までには本業務委託に係るホームページ（「7 本業務委託に関する問合せ先」参照）で公表する。

4.4 参加表明書、参加資格確認書類及び技術提案書類の提出

参加者は、参加表明書兼参加資格確認申請書（様式 5）及び添付書類、技術提案書（様式 10）、技術提案書類（様式 11-1～11-23）を以下のとおり提出すること。

(1)提出期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）までの 9 時から 16 時まで

（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

※郵送の場合、令和 8 年 10 月 26 日（月）必着とする。

(2)提出方法

「7 本業務委託に関する問合せ先」宛に持参又は郵送により提出すること。

その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 14）を併せて持参すること。

(3)提出書類

「6.3 参加表明及び技術提案に係る提出書類」を参照のこと。

4.5 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに、参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。また、沖縄市ホームページにおいても公表する。

5 受注者の決定等

5.1 委員会の設置

沖縄市上下水道事業管理者は、専門的知見に基づいた技術提案書類等の審査を実施するため、「沖縄市上下水道事業包括業務委託公募型プロポーザル評価委員会（仮称）」（以下「委

員会」という。)を設置する。

委員会は、提案評価基準書に基づき技術提案書類等の審査を行い、優秀提案者を選定する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準書を参照のこと。なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間、委員会が行う審査内容に関わることに付いてを委員会の委員（以下「委員」という。）に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、技術提案書類の審査に当たって、提案内容等の確認のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、表 4 のとおりとする。

表 4 プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

日 時	令和 8 年 12 月上旬予定（日時は後日通知）
場 所	後日通知
出席者	出席者は 8 名以内とし、本業務委託における業務遂行責任者（※）は必ず出席すること。
時 間	時間配分は 60 分とする。 （準備：10 分、説明：約 30 分、質疑応答：約 15 分、片付け：5 分）
実施順	プレゼンテーションの順番は、委員会にてくじにより決定する。
その他	説明は、提案書に記載した内容のとおりとする。説明資料の追加は認めない。パソコン、プロジェクターその他 OA 機器は参加者で準備・設置すること。ただし、スクリーンについては、上下水道局にて準備する。

（※）「業務遂行責任者」とは、本業務委託全体を総括する責任者をいう。詳細については、要求水準書を参照。

5.3 優先交渉権者の決定

委員会は、提案評価基準書に基づき、優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、沖縄市上下水道事業管理者は優先交渉権者を決定し、契約協議を行う。

なお、優秀提案者の選定について、各委員の評価点を合計した点数が満点の 5 分の 3 を満たさない場合は、プロポーザル不成立とし再度公募を実施する。

5.4 選定結果の通知等

沖縄市上下水道事業管理者は、選定結果を参加者に速やかに通知（令和 8 年 12 月中旬予定）するとともに、本業務委託に係るホームページ（「7 本業務委託に関する問合せ先」参

照)で公表する。なお、電話等による問合せ及び選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表する。この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう配慮した上で、可能な範囲で公表する。

5.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、沖縄市上下水道事業管理者はその旨を速やかに本業務委託に係るホームページ(「7 本業務委託に関する問合せ先」参照)で公表する。

5.6 参加者が 1 者であった場合の取扱い

参加者が 1 者であった場合も、提案評価基準書に基づき審査を行い、各委員の評価点を合計した点数が満点の 5 分の 3 を満たさない場合は、プロポーザル不成立とし、再度公募を実施する。

5.7 契約手続き

5.7.1 契約主体

沖縄市上下水道事業管理者との間で本業務委託に関する委託契約を締結する主体は、以下の 5.7.5 に基づき設立される特別目的会社 (Special Purpose Company、以下「SPC」という。)とする。

5.7.2 契約協議

沖縄市上下水道事業管理者は、優先交渉権者に対し、選定結果の通知後速やかに契約の締結に向けて協議を行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて参加者が発言した内容及びプレゼンテーションで利用した資料 (プロジェクターを利用した画像等を含む。) の内容のうち、委託業務に採用するものについては、優先交渉権者との協議を踏まえて契約に反映するものとする。

5.7.3 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合

沖縄市上下水道事業管理者は、優先交渉権者が業務委託契約を締結しないときは、技術提案内容審査結果の上位者から順に契約協議を行う場合がある。

5.7.4 契約主体の確定

沖縄市上下水道事業管理者は、令和 9 年 1 月下旬までに本契約を締結する事業者(以下、

「選定事業者」という。)を確定した上で、その旨を選定事業者へ通知する。

5.7.5 SPC の設立

選定事業者は、沖縄市上下水道事業管理者との業務委託契約締結前までに速やかに、選定事業者を構成する企業により契約主体となる SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定めのある会社形態とし、本店所在地を沖縄市内とすること。なお、定款に記載又は記録する事項については、主な目的を「本業務及び本業務に付随する業務を営むこと。」に必要な事項を記載することとし、記載内容について契約前に沖縄市上下水道事業管理者に確認すること。また、会社形態を株式会社とする場合には、SPC の出資者及び出資比率は選定事業者の提案によるものとする。なお、本業務の適正な履行に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、選定事業者は速やかに沖縄市上下水道事業管理者に報告し、必要に応じて協議するものとする。ただし、選定事業者は、本業務に関する契約上の責任を免れるものではない。

5.7.6 業務委託契約の締結

沖縄市上下水道事業管理者と SPC は、履行期間に関する事業契約として、業務委託契約を締結し、受注者の決定とする。

6 提出書類

6.1 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧を希望する時は、表 5 に示す書類を 1 部提出すること。

表 5 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
現地見学会参加申込書	様式 1	希望者のみ提出（任意）

6.2 募集説明書等に関する質問時の提出書類

募集説明書等の内容に関して質問がある時は、表 6 に示す書類を提出すること。

表 6 募集説明書等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
募集説明書等に関する質問書	様式 2	・希望者のみ提出（任意） ・質問は、様式 1 枚につき 1 件。 質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

募集説明書等に関する対面質問申込書	様式 3	・希望者のみ提出（任意） ※4-2（3）をご確認ください。
-------------------	------	----------------------------------

6.3 参加表明及び技術提案に係る提出書類

プロポーザルへの参加表明及び技術提案については、表 8、表 9 に示す書類を提出すること。

なお、技術提案書類の作成に当たっては、沖縄市上下水道事業管理者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 各様式の合計枚数は 60 枚以内を目安とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ② A 4 版ファイル綴じとする。
- ③ Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版）により作成することを基本とする。
ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ④ 原則として横書きで記載すること。
- ⑤ 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りではない。
- ⑥ カラー印刷は可能とする
- ⑦ 各様式中に掲げる指示を十分に確認し作成すること。

表 7 プロポーザル審査会参加時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
プロポーザル審査会参加者報告書	様式 4	プロポーザル審査会参加者は、必ず提出すること

表 8 参加表明に係る提出書類

書類名		様式	作成要領等	紙部数
参加資格確認書類	参加表明書兼参加資格確認申請書	様式 5	表 7 参加表明に係る提出書類にある通り	1 部
	①登記簿謄本 ②定款 ③会社概要 ④国税・県税及び市税の滞納がない又は納税義務がないことの証明書 ⑤労働保険加入事業所であることが証明できるもの	—	—	1 部
	水道施設の維持管理業務等の実施実績	様式 6	履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付。	1 部
	下水道施設の維持管理業務等の実施実績	様式 7	履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付。	1 部
	上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務の実施実績	様式 8	履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付。	1 部
	コンサルタント業務の実施実績	様式 9	履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付。	1 部
	業務実施方針・体制	—	—	1 部
	財務諸表（参加者全員の直近 1 年の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の写し）	—	—	1 部

表 9 技術提案に係る提出書類

書類名		様式	作成要領等	紙部数
技術提案書類	技術提案書	様式 10	—	正 1 部 副 11 部
	技術提案提出書類	様式 11-1 ～11-24	—	正 1 部 副 11 部
	見積書	様式 12	消費税及び地方消費税を除いた額	正 1 部 副 11 部
	見積書の積算根拠	—	消費税及び地方消費税を除いた額	正 1 部 副 11 部
	技術提案書類の電子データ	—	上記技術提案書類を通して印刷できるようにした PDF 形式の電子データ一式を LoGo フォームより提出を基本とする。容量等の理由で送付できない事情がある場合は、発注者へ連絡を行った上で CD-ROM にデータを格納し提出すること。 ■技術提案書提出先 (LoGo フォーム QR コード) 	1 部

6.4 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、表 9 に示す書類を 1 部提出すること。

代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 14）を併せて持参すること。

表 9 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 13	漏れなく記載し、押印すること。

6.5 委任状の提出について

委任事項について、代理手続き等を必要とする際には、委任状の提出をお願いします。

表 10 委任状の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 14	漏れなく記載し、押印すること。

7 本業務委託に関する問合せ先

沖縄市上下水道局 総務課 企画係

所在地 〒901-2203 沖縄県沖縄市美里五丁目 28 番 1 号

電話 098-937-6211

FAX 098-934-0676

電子メール : soumuc01@city.okinawa.lg.jp

ホームページURL :

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jougesuidou/oshirase/index.html>